

令和2年度以降

矢作川水系砂利等の採取に関する規制計画書

令和2年2月

中部地方整備局豊橋河川事務所

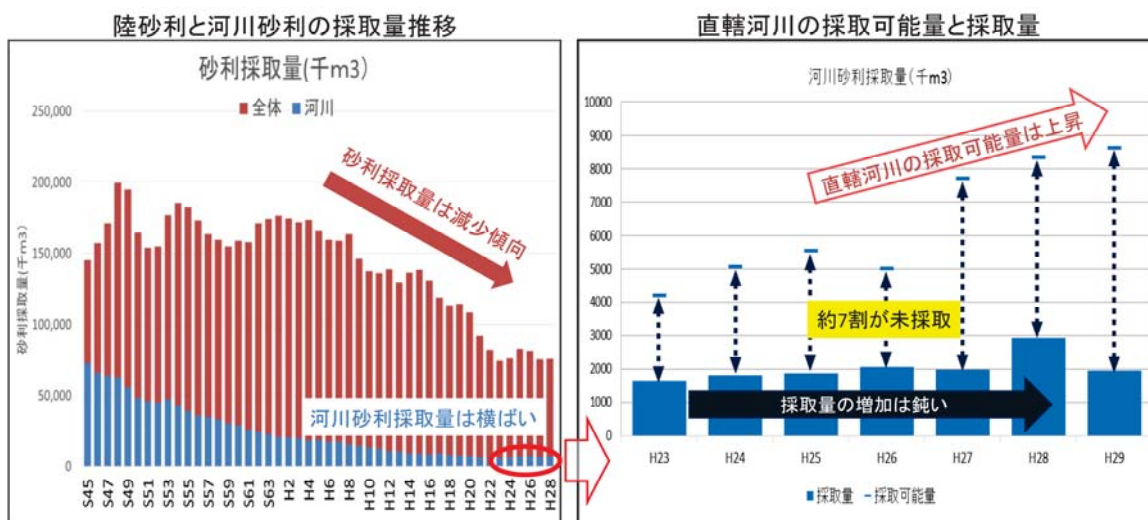
# 矢作川 砂利採取規制計画

## はじめに

近年、土砂の堆積及び河道内樹林の繁茂により水害リスクが高まる中、一層の適切かつ効率的な対応が求められることから、様々な取り組みが行われている。

矢作川水系においても、規制の緩和の拡大および制度の弾力的な運用を行い、民間事業者による砂利採取可能量の規制緩和を推進することで、官民連携による堆積土砂の掘削及び河道内樹林の伐採について取り組みを進めていくことが課題である。

また、全国的な河川砂利採取規制の緩和により、採取可能量の拡大は進んでいるが、実際の採取量は伸び悩んでいる現状がある。矢作川水系では、民間活力を活用するため、砂利採取業者との意見交換を行い双方の意向に沿う砂利採取規制計画を策定することで、河川砂利の有効活用および堆積土砂掘削の促進を図ることとする。



「官民連携による堆積土砂の掘削及び河道内樹木の伐採の推進について」  
事務連絡（平成30年12月17日）より抜粋

## 1. 対象区間

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	摘要	
					地区名	場所
幹川	矢作川	-1.4	8.0	9.4	下流部A	上塚橋上流 1,700m まで
		8.0	10.0	2.0	下流部B	名鉄矢作川橋梁まで
		10.0	34.6	24.6	中流部C	明治用水頭首工まで
		34.6	35.2+160m	0.8	上流部D	明治用水頭首工 上流 560m まで
		35.2+160m	38.2	2.8	上流部E	竜宮橋上流 600m まで
		38.2	41.6+70m	3.5	上流部F	直轄区間上流端まで
支川	上村川	103.0	108.2	5.2	上村川	明林橋まで
合計				48.3		

起点・終点は矢作川距離標

砂利採取規制計画平面図表示のとおり

## 2. 規制の方針

矢作川は平成21年度に策定された整備計画に基づき、河川整備が進められており、規制計画もこの方針に従い次のとおり定める。

矢作川は、平成元年度以降砂利採取の許可は行っておらず、河川の現況として、

- ① 下流部においては河床の掘削により現況の汐止め機能を低下させること。
- ② 中流部においては低水路の河床高は概ね安定しているものの、河床高が上昇傾向にある一部区間では計画高水位を超過している。
- ③ 上流部においては全般的に低水路幅が狭く、かつ低水護岸が殆ど未施工である。

このため、いずれの区間でも現状の河床を維持する必要があるため、下流部においては禁止区間とする。また、一部の中流部および上流部では、現状でも計画高水位を超過しており、平均河床高が堆積傾向にある区間については規制区間とする。

### (1) 他計画と規制の方針

規制区間内における他計画等との整合を図るため、規制の方針は以下の通りとする。

#### 1) 河川整備計画

現在河川整備計画に基づき、河道整備流量を安全に流下させるために河道掘削及び中州・柳等の樹林化した阻害物除去のための樹木伐開・中州除去等の事業を進めていることから、河川整備計画等の進捗により、砂利等の採取において河川管理者との調整が必要となる事が有る。今後、河川管理施設の保全に支障がなく、上下流の土砂バランスを崩さない範囲内で「砂利採取」による事業で進捗を図ることを検討して、「規制」の見直しを行う。

#### 2) 矢作川水系土砂管理計画

「矢作川水系土砂管理計画」は、矢作川水系総合土砂管理検討委員会にて検討が進められている。今回の規制計画では見込まなかったが、将来的には砂利採取可能量にも影響を及ぼすと考えられるため、計画の策定後、不整合が生じた場合は適宜見直しを行う。

#### 3) 親水および自然再生を目的とした諸計画

規制区間内には、親水や自然再生を目的に整備を計画・実施している区間があり、本計画との不整合や調整が生じた場合は、適宜規制の見直しを行う。

#### 4) その他

鵜の首区間では、河床部の河床材料により砂利採取可能量が変化する可能性があるため、計画との不整合が生じた場合は適宜見直しを行う。

### 3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

掘削基準河床は整備計画掘削河床とする。（別添横断面図表示のとおり）

### 4. 禁止区間等

#### (1) 禁止区間

##### 1) 矢作川本川

###### ① 下流部A

当該区間の堆積土砂は汐止め機能を有し、河床が全般的に安定しているため、禁止区間とする。

###### ② 下流部B

現状の河床を維持する必要があること、また河川管理施設等の保全を考慮し、禁止区間とする。

###### ③ 中流部C

現状の河床を維持する必要があること、また河川管理施設等の保全を考慮し、禁止区間を基本とする。計画高水位超過区間であり堆積傾向にある13.0k～23.2kの区間については、規制区間として砂利等の採取を許可する。

###### ④ 上流部F

全般的に低水路幅が狭く、かつ低水護岸が殆ど未施工のため河川管理施設等の保全を考慮して禁止区間を基本とする。

##### 2) 支川上村川

崖錐で形成されている山腹の崩壊を防止するため、現況河岸を保全する必要があり、禁止区間とする。土砂堆積が少なく、また川幅が狭く、採取により河岸に支障を生ずることから禁止区間とする。

#### 【禁止区間】

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	摘要
					地区名
幹川	矢作川	-1.4	8.0	9.4	下流部A
		8.0	10.0	2.0	下流部B
		10.0	12.8	2.8	中流部C (※13.0k～22.2kは規制区域)
		22.4	34.6	12.2	
		38.2	41.6+70m	3.5	上流部F
支川	上村川	103.0	108.2	5.2	上村川
合計				32.4	

起点・終点は矢作川距離標

※禁止区間内に異常堆積した土砂により流下能力が不足している場合に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

(2)保安区域

河川整備計画における河岸防護ラインでの設定とした。

河川管理施設：	堤防	30m以上
	護岸・水制	30m以上
	床固・堰	200m以上（上下流）
許可工作物：	橋梁・鉄塔	200m以上（上下流）
	橋梁（鉄道）	500m以上（上下流）
	取水堰	200m以上（上下流）

掘削基準断面図表示のとおり

※保安区域内に異常堆積した土砂により流下能力が不足している場合に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

5. 掘削可能量及び採取可能量

【規制区間】

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削可能量 (千 m <sup>3</sup> )	採取可能量 (千 m <sup>3</sup> )	摘要
							地区名
幹川	矢作川	13.0	22.2	9.2	415.1	249.1	中流部C
幹川	矢作川	34.6	35.2	0.6	13.6	8.1	上流部D
幹川	矢作川	35.2+160m	38.2	2.8	67.7	40.6	上流部E
計				10.6	496.4	297.8	

起点・終点は矢作川距離標

※採取可能量は、歩留り0.6で計上している。

6. 年次別計画

令和2年度から令和6年度までの5箇年の計画とする。

河川名	区間		年次計画(千 m <sup>3</sup> )						
	起点	終点		R2	R3	R4	R5	R6	計
矢作川	13.0	38.2	許可又は許可の予定量	59.5	59.5	59.5	59.5	59.8	297.8
			採取可能量中の許可又は認可の予想量	59.5	59.5	59.5	59.5	59.8	297.8
			流下予想量	—	—	—	—	—	—
計			許可又は許可の予定量	59.5	59.5	59.5	59.5	59.8	297.8
			採取可能量中の許可又は認可の予想量	59.5	59.5	59.5	59.5	59.8	297.8
			流下予想量	—	—	—	—	—	—

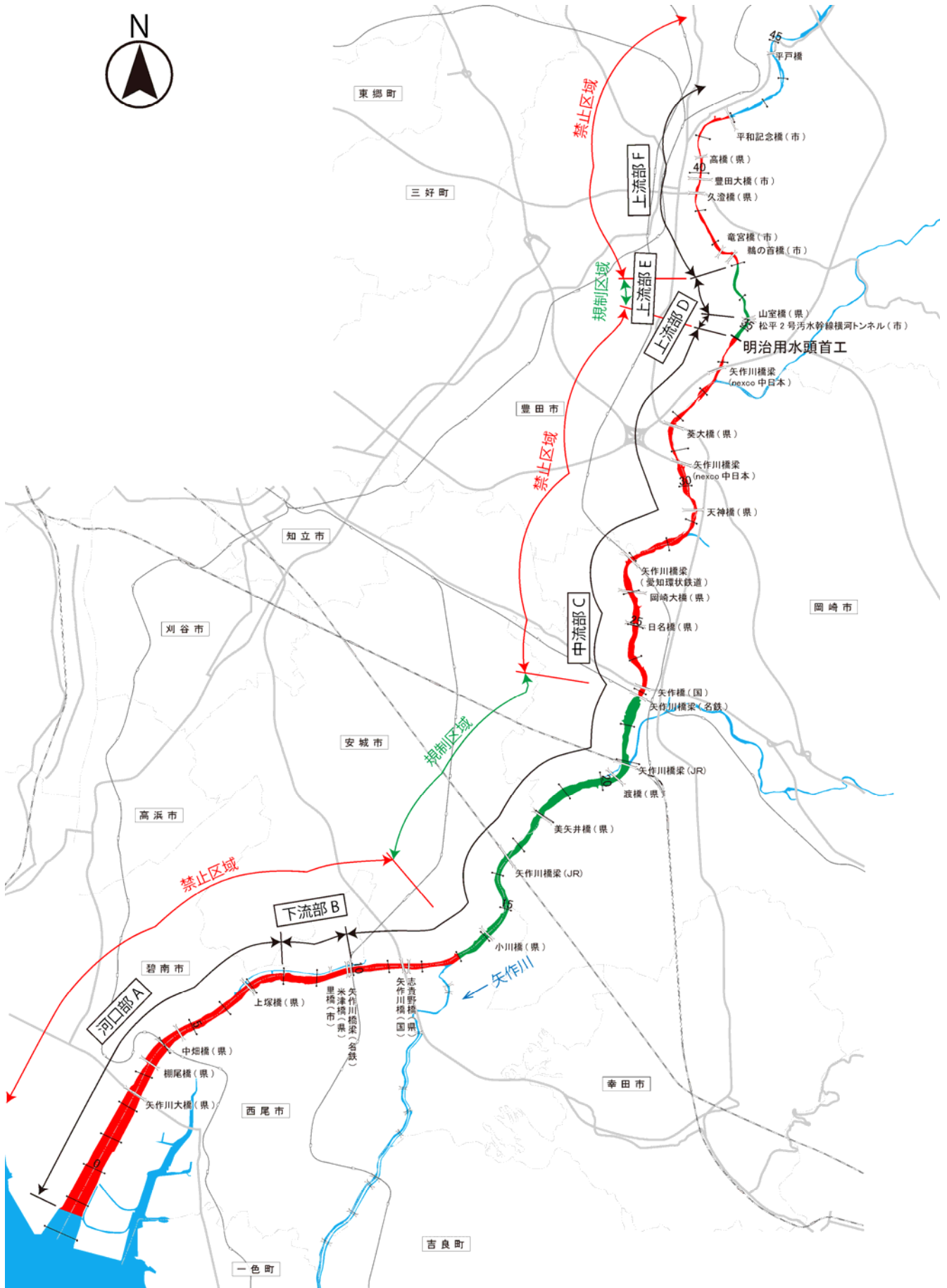


図 矢作川砂利採取規制計画平面図

矢作川 19.2K

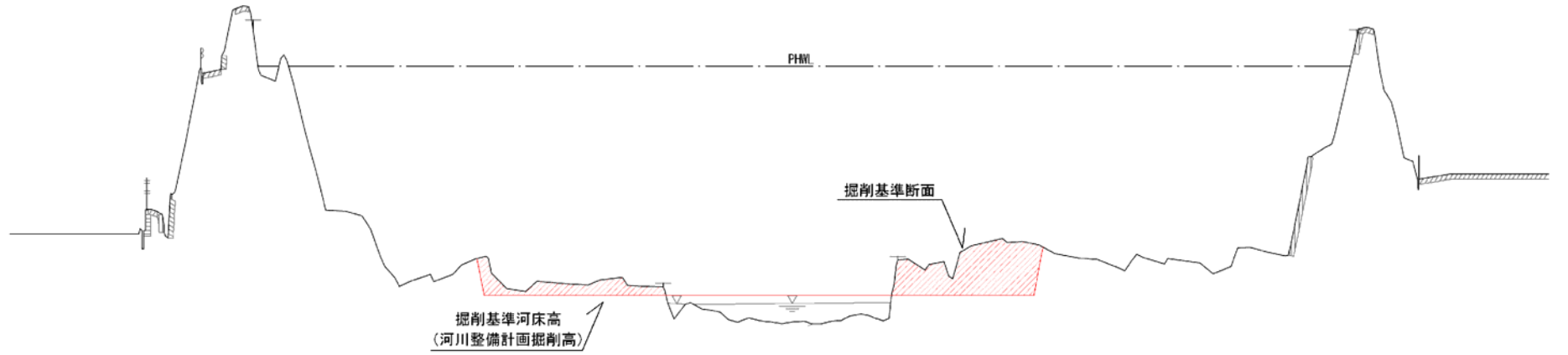


図 矢作川掘削基準断面